

## <いじめ防止基本方針>

### 第Ⅰ章　　いじめ防止に関する本校の考え方

#### 1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「今日が楽しく、明日が待ち遠しい学校」を教育目標としており、本校では全教職員が児童の健やかな成長を願い教育活動をする共通の場で、心をつなぎ合いながら互いに情報を交換し、早期発見・初期対応の大切さを自覚し不登校児童やいじめ問題のない学校づくりを目指していく。

そのためには人権教育に重点をおき、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

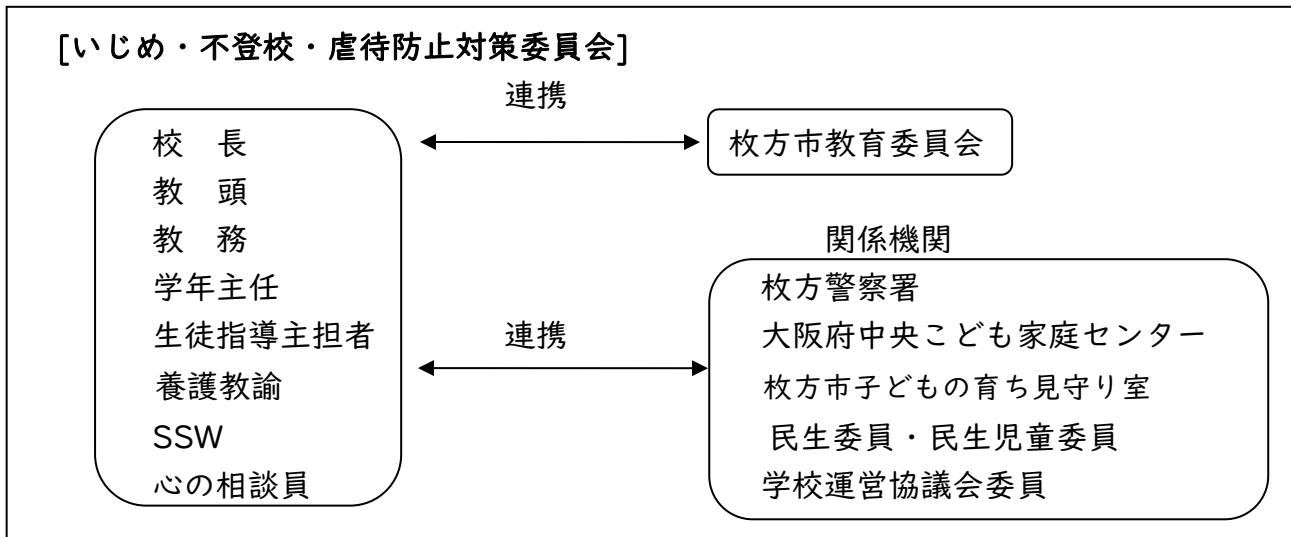
#### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット・スマートフォン等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 隣同士の机を離し、特定の子が配った物を受け取らないか極端に嫌がる
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われたり書き込まれたりする
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる・書き込まれる 等

### 3. いじめ防止のための組織体制



① 名称 「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」

② 構成員

管理職、生徒指導主担者、首席（教務主任） 養護教諭、当該学級担任、SSW、および、必要に応じて、心の相談員、養護教諭によるいじめ防止対策委員会を設置する。

③ 役割

◎いじめ防止等に向けて

- ・取組の年間計画を作成する。
- ・いじめ防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る。
- ・いじめ防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- ・タブレットによる気持ちの可視化を行うと同時に、その結果を学年会、生徒指導部、SSWと連携しながら積極的認知やいじめの未然防止を行う。

◎いじめ事象への対応

- ・いじめの疑いや子どもの問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図る。
- ・教職員や関係のある子ども等への事実関係の聴取子どもに対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。

◎教職員の資質向上のための校内研修

◎子どもや保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。

◎アンケート集約と分析検証

◎学校いじめ基本方針の見直し

P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

#### 4. いじめ防止等に関する年間計画

	未然防止の取組	人権教育等の取組	連携した取組
4月	新年度に向けての情報交換会 週末夕礼(子どもの様子についての情報交換)・職員会議(体罰・いじめ防止研修)	支援交流会	家庭訪問 学級懇談会
5月	週末夕礼・職員会議(子どもの様子についての情報交換) 心の相談員との話し合い	人権全体会 支援交流会	保幼小連携 小中連携
6月	児童生活アンケート 学校・保護者・地域との生活指導交流会 週末夕礼・職員会議(子どもの様子についての情報交換)	支援交流会	保幼小連携 小中連携
7月	週末夕礼・職員会議(子どもの様子についての情報交換)	支援交流会 夏季人権研修会	保幼小連携 小中連携 個人懇談会
8月		夏季人権研修会	
9月	週末夕礼・職員会議(子どもの様子についての情報交換)	支援交流会	保幼小連携 小中連携
10月	心の相談員との話し合い	人権研修会	保幼小連携

	週末夕礼・職員会議(子どもの様子についての情報交換)	支援交流会	小中連携
11月	児童生活アンケート 週末夕礼・職員会議(子どもの様子についての情報交換)	支援交流会	保幼小連携 小中連携
12月	週末夕礼・職員会議(子どもの様子についての情報交換)	支援交流会	保幼小連携 小中連携 個人懇談会
1月	週末夕礼・職員会議(子どもの様子についての情報交換)	支援交流会	保幼小連携 小中連携
2月	週末夕礼・児童生活アンケート 職員会議(子どもの様子についての情報交換)	支援交流会	保幼小連携 小中連携
3月	心の相談員との話し合い 週末夕礼・職員会議(子どもの様子についての情報交換) 来年度に向けての情報交換会	支援交流会	保幼小連携 小中連携

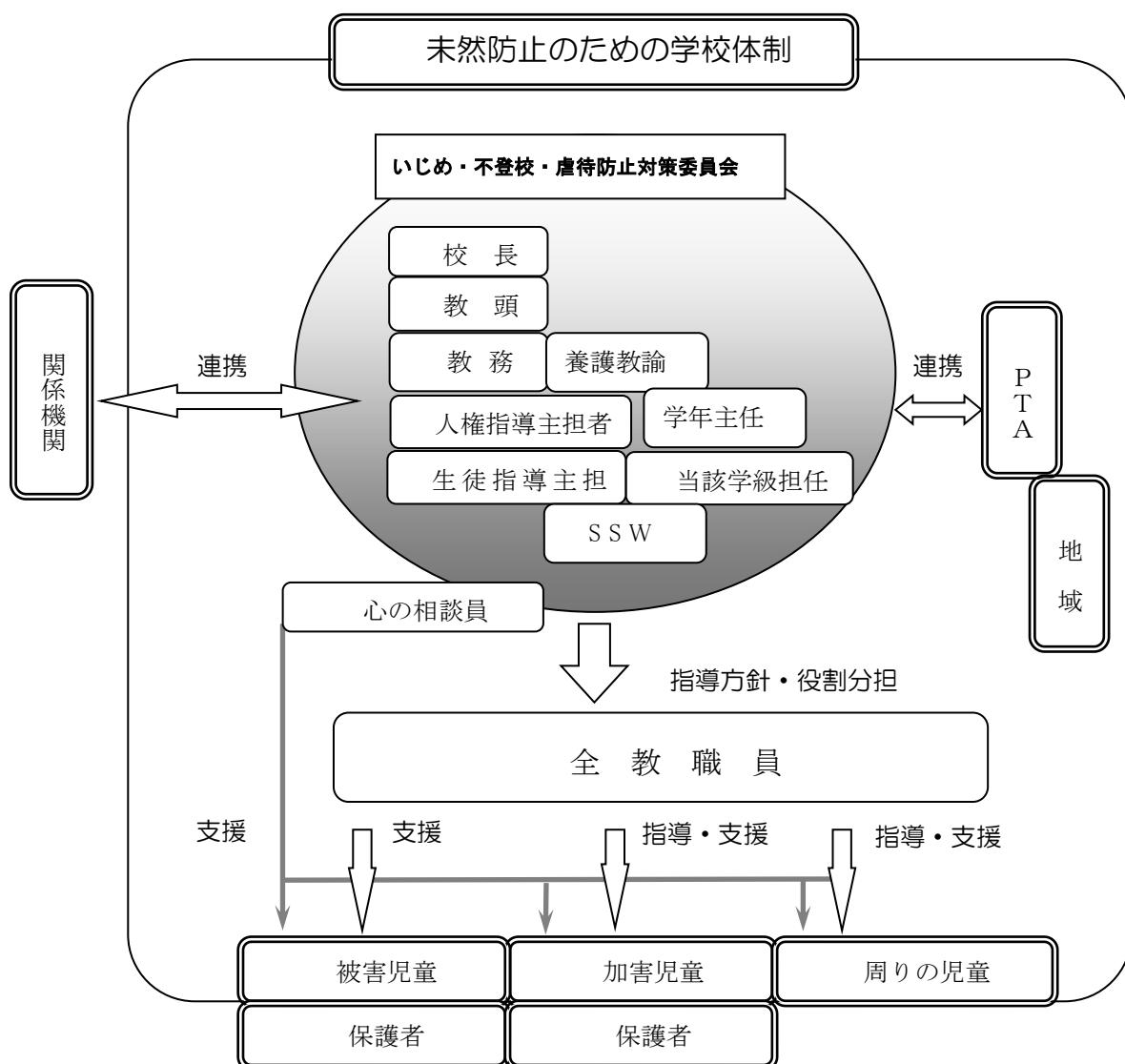
## 第2章 いじめ防止

### I 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### (体制・組織図)



## 2 いじめの防止のための措置

### ◎いじめを出さない学校づくり

- ① 全職員がいじめの発見に全力をあげる。
  - ・いじめの早期発見に全力をあげる。机を離す等のサインを見逃さない。
  - ・すべての教職員が全校児童に目を向け、積極的な情報交換をする
- ② 教師と児童の心の通った温かい学級づくり、学校づくりをする。
  - ・友だちの立場・悩み・痛みがわかり合え、互いの弱さを支え合う学級をつくる。
  - ・楽しい授業、わかる授業づくりに努める。
- ③ 正しいこと、感じたこと、思ったことが言える、行える学校づくりをする
  - ・見て見ぬふりをする傍観者をつくらない。
  - ・「いじめ行為は人間として絶対許されない」ことがわかる人権教育を進める。
- ④ 全校児童でいじめ防止の標語づくりに取り組む。
- ⑤ ICT（気持ちの可視化）やアンケートを活用して、教職員のいじめにおけるアンテナを高める。

### ◎不登校児童を出さない学校づくり

1. 児童の心を理解する。
  - ・一人ひとりの思いを受け止めるような学級を作る。
  - ・児童の様子について、遠慮なく情報交換できる職員関係にする。
2. ちょっとした変化を見逃さない。
  - ・欠席した時、必ずその日のうちに連絡をとる。
  - ・保健室へ体の不調を訴える児童、一人ぼっちでいがちな児童へ、声をかけたり、話を聞いたりするように心がける。
3. 一人ひとりが存在感のある（自己肯定感を高める）教育活動をする。
  - ・存在感の持てるような役割づくり。
  - ・次の日の学校生活が楽しみといえる学級づくり。

### ◎いじめや不登校児童のない学校づくりのために

1. いじめ・不登校・虐待問題の教職員研修を実施する。
2. いじめ・不登校・児童虐待防止対策委員会を定期的に開催し、当該児童の課題解決に向けた取り組みとともに、情報交換ならびに未然防止に努める。
3. 適応指導教室「ルポ」との連携を図る。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかったりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しい状況にある児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくとする熱意ある行動が求められている。

### 2 いじめの早期発見のための措置

- ・いじめ・不登校・児童虐待防止対策委員会を年度当初に開き、年間計画の確認や問題行動調査結果を全職員に周知すると同時に基本方針を共有する。
- ・アンケート調査（学期に1回）により未然の防止および集約分析を行い、早期対応を図る。またアンケートは卒業するまで保存する。
- ・年間を通し定例の指導部会をもち、事象等の報告があれば臨時の委員会を設置する。
- ・心の通った温かい学級づくりは勿論のこと、異学年交流を深め善悪の判断、学校生活の規律を児童から児童へ広める。
- ・人権指導部を中心に、人権教育年間計画より各教科領域においていじめ防止を含む人権教育指導を実施し、児童に「いじめは、人間として絶対に許せない行為」であることを認識させると共に、定期的な教職員の研修を実施する。
- ・生徒指導部より学期に1回全学級の交流会を持ち早期発見・初期対応に努める。
- ・視聴覚・情報部を中心に立てた年間計画の中に、個人情報や情報モラルについて学習することを盛り込み、高学年においてのインターネットを使っての人権侵害やいじめ事象防止に努める。
- ・電話連絡や家庭訪問・連絡帳等、保護者と連携し家庭と学校が情報を密に分かち合い連携していく。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要である。また同様に、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。

近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、他者への信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあつたりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込みず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための指導部・校内委員会（いじめ・不登校・児童虐待防止対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会・家庭児童相談所・所轄警察署・必要に応じてスクールロイヤーと相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつく

る。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ不登校・児童虐待委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーや心の相談員の協力を得て対応を行う。

#### 4 いじめた児童への指導・支援又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を複数対応で行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別指導・複数対応などの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童への指導・支援に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導・支援にあたり、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや心の相談員の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

#### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようとする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめを認知した際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら

学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知したいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導・支援を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童にいじめを許さない意識を育てる。その際、スクールカウンセラーや心の相談員とも連携する。

運動会や児童会祭、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会とともに、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ・不登校・児童虐待防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署、スクールロイヤー等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、いじめ・不登校・児童虐待防止対策委員会やICT部が中心となり、必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。